

国・県の支援制度

ワーク・ライフ・バランスを進めるために国や県は様々な支援を行っています。助成金制度を上手に活用してワーク・ライフ・バランスを実現しましょう。

国の助成金制度

両立支援助成金

①子育て期の短時間勤務支援助成金

小学校就学前までの子(一部例外あり)を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則等に規定し、労働者に連続して6ヶ月以上利用させた事業主に支給。

企業規模	1人目	2人目以降
100人以下	40万円	15万円
101人以上	30万円	10万円

※5年間、1企業当たり延べ10人まで、100人以下企業は5人まで

問合せ先/大分労働局雇用均等室……TEL097-532-4025

②事業所内保育施設設置・運営等助成金

事業所内に労働者の子のための保育施設の設置・運営、増築を行う事業主や事業主団体にその費用の一部を助成。

企業規模	助成率	上限
設置費	大企業1/3 中小企業2/3	大企業 1500万円 中小企業2300万円
増築費	大企業1/3 中小企業2/3	大企業 750万円 中小企業1150万円
運営費	1~5年目 大企業1/2 中小企業2/3	それぞれの 型の運営により 異なる

※処分制限期間内(20年~47年)に、施設を処分する際は、助成金の一部を返還していただくことがあります。

※定員6名以上であることが条件

※増築費の上限については増築750万円、建替え1500万円

問合せ先/大分労働局雇用均等室……TEL097-532-4025

中小企業両立支援助成金

①代替要員確保コース

育児休業終了後、育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させる旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の事業主に支給。

支給対象者1人当たり 最初の支給に係る支給対象労働者が 生じた日の翌日から5年間、 1事業主当たり1年度10人まで	15万円
--	------

問合せ先/大分労働局雇用均等室……TEL097-532-4025

②休業中能力アップコース

育児休業または介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した労働者数300人以下の事業主・事業主団体に支給。

- 1.在宅講習
- 2.職場環境適応講習
- 3.職場復帰直前講習
- 4.職場復帰直後講習

支給限度額 最初の支給に係る支給対象労働者が 生じた日の翌日から5年間、 1事業主当たり1年度20人まで	21万円
---	------

問合せ先/大分労働局雇用均等室……TEL097-532-4025

③継続就業支援コース

平成23年10月1日以降、初めて育児休業を終えた従業員が出た労働者数100人以下の事業主で、育児休業取得者を原職等に復帰させ、1年以上継続して雇用し、育児休業など仕事と家庭の両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のための研修等を実施する場合に支給。

支給対象労働者	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

問合せ先/大分労働局雇用均等室……TEL097-532-4025

○平成25年度については、両立支援助成金、中小企業両立支援助成金ともに内容が変更される予定です。

休業取得者への支給制度

◎育児休業給付金

◎介護休業給付金

問合せ先/最寄りのハローワーク

ハローワーク大分……TEL097-538-8609

ハローワーク別府……TEL0977-23-8609 他

次世代認定マーク「くるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画を策定し、
くるみんマーク認定を目指しましょう!



次世代認定マーク
愛称「くるみん」

一般事業主行動計画とは…

●企業が、次世代育児支援対策推進法(以下次世代法)に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

●行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、都道府県労働局へ申請することによって、次世代法に基づく「子育て支援サポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみんマークの認定)を受けることができます。認定された企業には、税制優遇制度があります。

認定を受けると、以下のような
メリットがあります。

- 次世代認定マーク(愛称：くるみん)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。
- 取得・新築・増改築した建物等について割増償却ができます。認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物とその附属設備について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。

一般事業主行動計画の届出、認定に関する問合せ先
大分労働局雇用均等室 TEL097-532-4025
大分市東春日町17番20号 大分ソフィアプラザビル4階
税制優遇制度に関する問合せ先
最寄りの税務署



大分県の企業支援策

県では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、仕事と子育ての両立に取り組む企業に対して、次の支援事業を実施しています。

おおいた子育て応援団 「しごと子育てサポート企業」認証制度

認証制度とは

県が、子育てをサポートする企業として認証することにより、認証企業のイメージアップや社会的評価の向上を図り、多くの企業に認証を受けて頂くことで、子育て応援社会の実現を目指す制度です。

認証・登録されると

- ◎県のホームページ等で広く県民に紹介されます。
- ◎認証マークを会社案内や名刺に使用でき、企業イメージが向上します。
- ◎企業の社会的評価が向上し、優秀な人材を確保しやすくなります。
- ◎この制度と連携した金融機関の融資金利の優遇が受けられます。

認証・登録までの手続

- STEP 1** 次世代育成支援対策推進法に基づき、次の項目による一般事業主行動計画を策定します。
- ① 仕事と家庭の両立支援
 - ② 働き方の見直し
 - ③ 地域における子育て支援
- STEP 2** 一般事業主行動計画策定届を労働局に提出します。
- STEP 3** 一般事業主行動計画策定届の写しをつけて「しごと子育てサポート企業」の認証申請をします。

認証・登録

認証書と認証マークが交付され、県のホームページ等で広く紹介されます。

- 詳しい手続や書式
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/workkosodate-0001.html>
- しごと子育てサポート企業 認証企業の一覧
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/workkosodate-0002.html>



おおいた子育て応援団
認証企業マーク

しごと子育てサポート企業の認証企業数
平成25年2月末現在……666社

年度別内訳
平成18年度認証企業数……53社
平成19年度認証企業数……56社
平成20年度認証企業数……158社
平成21年度認証企業数……108社
平成22年度認証企業数……154社
平成23年度認証企業数……72社



大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた官民一体の取組を進めるため、使用者団体、労働団体、行政機関からなる「大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議」を設置し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

ワーク・ライフ・バランス実践トップセミナー

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとっては、仕事上の責任を果たす一方で、自分の時間を持つことができ、また、企業にとっても生産性の向上や業績改善、優秀な人材の確保などのメリットをもたらします。

企業の経営者や人事担当者の方などを対象に、人材活用・組織活性化につながる経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスを推進することの有効性ととも、現場ですぐに役立つ指導方法や事例を紹介します。

ワーク・ライフ・バランス県民セミナー

従業員や県民の皆さんを対象にメリハリのある働き方の重要性を認識してもらい、従業員の方々の自己管理・時間管理能力開発を支援し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るためセミナーを開催します。

ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣

県内の中小企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの取組導入及び拡充を支援するため、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣します。

内容

育児・介護との両立やワーク・ライフ・バランス推進に有効な取組や雇用環境の整備に対して指導や助言を行います。また、企業が社員向けに開催するワーク・ライフ・バランスセミナーの講師にも利用できます。

費用

無料

認定企業創出モデル事業

男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスを支援します。

対象

しごと子育てサポート企業に登録している企業で、男性従業員が5日以上の育児休業を取得し厚生労働大臣の認定を目指している企業

内容

仕事と子育てを両立し働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を直接支援します。

奨励金

- ◎企業に奨励金10万円を支給します。
- ◎男性の育児休業取得者に奨励金1万5千円を支給します。

問合せ先
大分県商工労働部労政福祉課 TEL097-506-3327



Work Life Balance